上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

令和5年2月6日財関第90号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置を実施することが決定され、令和4年12月5日の閣議了解「上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置について」によりロシアからの石油製品の輸入の禁止措置を導入することとされたところである。

これを受けて、ロシアを原産地とする石油製品の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が2月6日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、

関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、経済産業大臣の確認書を含む通関関係書類により経済産業大臣の輸入の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸入の禁止措置の実効性を確保すること。

２．上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

別紙

令和5年2月6日20230201貿局第2号

財務省関税局長　殿

経済産業省貿易経済協力局長

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置について

上記の件について、令和4年12月5日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第十一号

（別紙）

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和五年二月六日 経済産業大臣　西村康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 | 二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 |
| 第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物 | 第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　域 | 貨　　　　　　物 |  |
| 項目番号 | 関税率表の番号等 | 貨　物　名 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ロシア（原油及び石油製品についてはロシアを原産地とする場合に限る。） | 1 | [略] | [略] |
| 2 | 27･0927･10 | 原油及び石油製品（廃油及び三の７の⑼に掲げるものを除く。） |  |
| 3 | [略] | [略] |  |
| 4 | [略] | [略] |  |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　域 | 貨　　　　　　物 |  |
| 項目番号 | 関税率表の番号等 | 貨　物　名 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ロシア（原油についてはロシアを原産地とする場合に限る。） | 1 | [略] | [略] |
| 2 | 27･09［新設］ | 原油（三の７の⑼に掲げるものを除く。） |  |
| 3 | [略] | [略] |  |
| 4 | [略] | [略] |  |

 |
| 第２ [略] | 第２ [略] |
| 二の二［略］三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴ から⑽までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。１～６　［略］７⑴～⑻　［略］⑼　次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国 | 貨　　　物 |  |
|  | 関税率表の番号等 | 貨物名 |  |
| ロシア | 二七・〇九 | 原油であって、次のいずれかに該当するもの |  |
| イ　その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表１に定める原油の価格以下のもの |  |
| ロ　［略］ |  |
|  | 二七・一〇 | 石油製品（廃油を除く。）であって、次のいずれかに該当するも |  |
|  |  | イ　関税定率表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号又は第二七一〇・二〇号に該当するもののうち、揮発油（ナフサを除く。）、灯油又は軽油（ロにおいて「揮発油等」という。）であって、その価格が、上限価格を定める外務省告示別表２に定める石油製品の価格 |  |
|  |  | ロ　揮発油等以外のものであって、その価格が、上限価格を定める外務省告示別表３に定める石油製品の価格以下のもの以下のもの |  |

 | 二の二［略］三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴ から⑽までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。１～６　［略］７⑴～⑻　［略］⑼　次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国 | 貨　　　物 |  |
|  | 関税率表の番号等 | 貨物名 |  |
| ロシア | 二七・〇九 | 原油であって、次のいずれかに該当するもの |  |
| イ　その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号）別表に定める原油の価格以下のもの |  |
| ロ　［略］ |  |
|  | ［新設］ | ［新設］ |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 |
| (注) 原油及び石油製品の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油及び石油製品の価格であって、関税定率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。８　［略］ | (注) 原油の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であって、関税定率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。８　［略］ |
| 備考　表中の［　］は注記である。 |

附　則

この告示は、令和五年二月六日から施行する。ただし、この告示の施行前に石油製品の輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この告示の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた石油製品の輸入であって、令和五年四月一日よりも前に本邦において当該石油製品の船卸しをするものについては、なお従前の例による。